あいこうか市民ホールと碧水ホールの隣に水口図書館 口歴史民俗資料館が入る建物があり、その一室に「巖谷一六・ 小波記念室」が設けられています。

記念室は平成9年にオープンし、水口出身で近代を代表す る書家として知られる巖谷一六と、その子で近代児童文学の 創始者である巖谷小波の足跡が学べるようになっています。 おとぎばなしの「ももたろう」や「かみさまのうま」が聞け るコーナーや、一六・小波の作品を展示(季節ごとに展示替 えを行っています)するコーナーがあり、お子様連れでも楽 しめる施設となっています。

一六・小波記念室への入室は無料です。皆さん、ぜひ一度 ご来室ください。



現在、記念室奥に展示している扁額は水口町の野村道男さ んからご寄贈いただいたもので、印から見て明治24年 57歳)以降の作品だと思われます。

郷土の資料として、大切にしていきたいと思います。あり がとうございました。

> 問い合わせ、水口歴史民俗資料館 **☎**62−7141 FAX 63-4737

防火のためにできることから 皆さんも、この運動を機会に、今一 身のまわりの火災予防について考えてみませんか? 期間 ●みんなでつくる 11月9日~11月15日 度

放火されないまちづくり

な財産や家族の命を失うことのないよう、 の不注意によるものがほとんどです。大切

住宅火災の主な原因は、そこに暮らす方

はじめましょう

一人ひとりが「火事をおこさない」心がけ

を強く持ちましょう。

車した車へ放火されたりといったものです。 者かが侵入し内部に放火したり、 く発生しています。事例としては物置に何 フとなっているのが、「放火」による火災で 平成8年以降、連続して火災原因のトッ 放火は特に深夜から明け方にかけて多 路上に駐

> ていませんか?その油断が放火犯を引き寄 地域ぐるみで協力し、対策を立てることが せるのです。放火火災の予防対策は、 必要です。 によるものだけでは十分ではありません。

「放火なんて、私には関係ない」そう思っ

▶備えて安心、住宅用火災警報器

増を踏まえ、消防法を改正し、 に住宅用火災警報器の設置を義務付けまし 国は、最近の住宅火災による死者数の急 全ての住宅

新築住宅▼平成18年6月1日から義務付け

既存住宅▼甲賀市では平成23年6月1日か ら義務付け開始

悪質な訪問販売等にご注意!

業者にご注意ください。 不適正な価格・無理強い販売などを行う

※消防署が住宅用火災警報器を直接販売す

ることはありません。

へご相談ください 談室(フリーダイヤル0120-565-911) 最寄りの消防署または住宅用火災警報器相 住宅用火災警報器に関する問い合わせは、

甲賀広域行政組合消防本部 [http://www.koka-koiki.jp]

予 TEL63-7932 FAX63-7940 水 消 防 署 TEL63-1119 FAX63-7941 水口消防署土山分署 TEL66-0119 FAX66-0848 TEL86-3119 FAX86-0719 TEL88-7701 FAX88-7702 甲南消防署甲賀分署 TEL82-0119 FAX82-3977 防

あなたの心の 注意の火。』 『消さないで

(平成18年度全国統一防火標語) 甲賀広域行政組合消防本部·消防署 ので、火災の早期発見に非常に役立つ防災 を感知してブザーなどで危険を知らせるも 住宅用火災警報器は火災発生に伴う熱や煙 火災で重要となるのが、早期発見です。